

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、ホテルの清掃及びベッドメイクの業務に従事していたが、手足がしびれ、自力で立ち上がることができなくなったため、〇病院に搬送され、「右脳内出血」と診断された。

請求人は、本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

毎日 50～60 kg位のベッドを毎日移動させる体力のいる業務であり、また業務によるストレスのため病気になったものであり、監督署長の不支給決定には納得がいかない。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（以下「認定基準」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

- (1) 被災者が罹患した疾病は、「右脳内出血」であり、認定基準に示している疾病である。
- (2) 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。
- (3) 発症前おおむね1週間及びおおむね6か月間の業務の過重性について、日常業務に比較して特に過重な業務があったとは認められない。発症前6か月間にわたって、月平均時間外労働時間数は15時間であり、特に過重な業務に従事していたとは認められない。
- (4) 医証によると、「発症前6か月間の時間外労働時間は、月22時間程度であり、また、明らかな負荷要因も認められず、労務が過重であったとは認定できない。」と所見している。
- (5) また、主治医は、「以前、高血圧症を指摘されたとのことであるが、治療はされていない。」と、意見書において所見している。

以上から、業務による明らかな過重負荷を受けたとは判断できず、認定基準に該当しないため、業務に起因する疾病とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 認定基準に基づいた評価

ア 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

イ 発症前日、発症前おおむね1週間及び発症前おおむね6か月間のいずれにおいても、質

的、量的に通常の業務の範囲内であり、特に過重な業務に従事していたものとは認められない。

ウ 請求人の発症前6カ月間についてみると、発症前1か月間の時間外労働時間数は3時間29分、同2か月間の平均は4時間46分、3か月間の平均は4時間49分、4か月間の平均は6時間15分、5か月間の平均は10時間14分、6か月間の平均は15時間23分であり、認定基準において業務と発症との関連性が強いと評価できるおおむね80時間を超える時間外労働時間は認められない。

エ 主治医の意見書では、「以前、高血圧症を指摘されたとのことであるが、治療はされていないとのこと。」と記載されており、高血圧症があったことが推定される。

オ 地方労災医員の意見書では、「高血圧性出血が最も考えやすい。発症前6カ月の時間外労働時間は平均22時間であり、発症前に明らかな負荷要因も認められず、労務が過重であったとは認定できない。したがって、本件疾病と労務との間に因果関係を認めることはできない。」と述べられている。

(2) 結論

以上から、請求人に発症した本件疾病は、業務との相当因果関係を認めることは困難であり、本件疾病を業務上の事由によるものと認めることは出来ない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。